

の第一項の方法で、其者の財産上に關り、不道理の利益を取るか、又は他人に利益を得させた者も、同じく十年以下の懲役に處すると規定したのである。

第二百五十條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

問 本條は如何、答 此第三十七章の未遂罪は、何れでも皆吃と罰するとの規定である

第二百五十一條 本章ノ罪ニハ第二百四十二條、第二百四十四條及ヒ第二百四十五條ノ規定ヲ準用ス

問 本條は如何、答 此第三十七章の罪には、第二百四十二條の、自己の財物と雖も他人の占有に屬し、又は公務所の命に因り他人の看守したるものなるときは他人の財物と看做すこと、第二百四十四條第一項の、直系血族、配偶者及び同居の親族、又は家族の間に於て他人の財物を竊取したる罪及び其未遂罪を犯したる者は其刑を免除し、其他の親族又は家族に係るときは告訴を待て其罪を論ず、其第二項の親族又は家族に非ざる共犯に付ては前項の例を用わす、第二百四十五條の、本章の罪に付ては電氣は之を財物と

看做すとの規定を準じて用ゐると規定したのである。

第二十八章 横領ノ罪

問 本章は如何、答 本章は、自己の占有を他人の物を横領した者を罰する規定の條目を掲げたのである。

第二百五十二條 自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

自己ノ物ト雖モ公務所ヨリ保管ヲ命セラレタル場合ニ於テ之ヲ横領シタル者亦同シ

問 本條は如何、答 本條の第一項は、自己の占有する他人の物を横領した者は、五年以下の懲役に處すると規定したのである。又、第二項は、自己の物でも、公務所即ち役所などから保管れよと命せられた場合に、それを横領したのも亦同じく五年以下の懲役に處すると規定したのである。



第二百五十三條 業務上自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

○ 本條は如何、  
○ 本條は、營業に付て、自己の占有する他人の物を横領した者は一年以上十年以下の懲役に處するとの規定である。

第二百五十四條 遺失物、漂流物其他占有ヲ離レタル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

○ 本條は如何、  
○ 本條は、人の遺失した物、又は遺失れて居る者、海川に流漂れて居る物、其他占有で無くなつた他人の者を横領した者は、一年以下の懲役か、又は百圓以下の罰金か、若くは科料に處するとの規定したのである。持主の無いやうな物でも斯様である、占有を離れた他人の物とは、取りも直さず持主の無い物である。

第二百五十五條 本章ノ罪ニハ第二百四十四條ノ規定ヲ準用ス

○ 本條は如何、  
○ 本章即ち第三十八章の罪には、第二百四十四條第一項の、直系血

族、配偶者及び同居の親族又は家族の間に於て、他人の財物を竊に取つた罪及び其未遂罪を犯したる者は其刑を免除し、其他の親族、又は家族に係るときは告訴を待て其罪を論ず、第二項の親族又は家族に非ざる共犯に付ては前項の例を用ゐずとの規定を準じて用ゐるのである。

第三十九章 贓物ニ關スル罪

○ 本章は如何、  
○ 本章即ち第三十九章は、贓物と云ふて盗んだ物を取扱ふた者を罰する規定の條目を掲げたのである。

第二百五十六條 贓物ヲ收受シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス  
贓物ノ運搬、寄藏、故買又ハ牙保ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役及ヒ千圓以下ノ罰金ニ處ス

○ 本條は如何、  
○ 本條の第一項は、贓物を收受した者は、三年以下の懲役に處すること規定したのである。又、第二項は、贓物の運搬、寄藏、故買、又は賣捌の牙保を爲た



者は、十年以下の懲役と、千圓以下の罰金とに處すると規定したのである。

第二百五十七條 直系血族、配偶者、同居ノ親族又ハ家族及ヒ此等ノ者ノ配偶者ノ間ニ於テ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除ス  
親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス

本條は如何、本條の第一項は、直系血族、即ち父、母、祖父、祖母、曾祖父、曾祖母、子、女、孫、配偶者即ち、夫よりは妻、妻よりは夫で、連添ふ者、同居の親族又は家族の配偶者、此等の者の配偶者の間柄で、前の第二百五十六條の罪即ち贓物を收受ひ。贓物を運搬び、贓物を寄藏し、贓物を買取り、贓物の賣捌を牙保した犯罪は、其刑を免除すると規定し、第二項は、親族又は家族でも無い者が、共に犯罪したときには前の第一項の例を用ゐるので、刑は一般の人と同じく受けて、免除はせられぬのである。

### 第四十章 毀棄及ヒ隱匿ノ罪

本章は如何、本章は、物を破り毀して棄て、又は物を隱匿した者を罰する規定

の條目を掲げたのである。

第二百五十八條 公務所ノ用ニ供スル文書ヲ毀棄シタル者ハ三月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

本條は如何、本條は、公務所即ち役所役場などの用に供ふ文書を毀り棄てた者は、三月以上七年以下の懲役に處すると規定したのである。

第二百五十九條 權利、義務ニ關スル他人ノ文書ヲ毀棄シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

本條は如何、本條は、權利を持ち、義務を負ふことに關る、貸借證文の様な他人の大切な文書を毀り棄てた者は、五年以下の懲役に處すると規定したのである。

第二百六十條 他人ノ建造物又ハ艦船シ損壞シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス



圖 本條は如何、  
圖 本條は、他人の建造物、又は船舶を損じさせ壞した者は、五年以下の懲役に處すること、此損壞するに因て、例へば高屏が倒れて人を壓して、死なすとか傷つけるとかした者は、傷害の罪に比較して、重い所に従つて罪を處斷めるとの規定である。

第二百六十一條 前三條ニ記載シタル以外ノ物ヲ損壞シ又ハ傷害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

圖 本條は如何、  
圖 本條は、前の三ヶ條、即ち第二百五十八條の公務所の用に供する文書、第二百五十九條の權利、義務に關する他人の文書、第二百六十條の他人の建造物又は艦船、是等の外の物を損じさせ壞し、又は傷つけ害ふた者は、三年以下の懲役か、又は五百圓以下の罰金か、若くは科料に處すと規定したのである。

第二百六十二條 自己ノ物ト雖モ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シタルモノヲ損壞又ハ傷害シタルトキハ前三條ノ例ニ依ル

圖 本條は如何、  
圖 本條は、自己の物でも差押を受け、物權を負擔したる抵當物に入れ、又は質物に入れてある物、又は賃貸を取つて人に貸してある物を損じ壞し、又は傷つけ害ふたときには、前の三ヶ條、即ち第二百五十九條の例に依つて五年以下の懲役、第二百六十條の五年以下の懲役、第二百六十一條の三年以下の懲役、又は五百圓以下の罰金、若くは科料に處するので、即ち權利、義務に關する文書を毀棄したれば第二百五十九條の五年以下の懲役、建造物又は艦船を損壞したれば第二百六十條の五年以下の懲役、因て人を死傷に致した者は傷害の罪に比較して重きに從つて處斷し、前に記載せられた以外の物を損壞したり、又は傷害したれば、第二百六十一條の三年以下の懲役か、又は五百圓以下の罰金か、若くは科料に處する規定である。

第二百六十三條 他人ノ信書ヲ隱匿シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

圖 本條は如何、  
圖 本條は、他人の信書を隱匿した者は、六月以下の懲役か、若くは六月以下の禁錮か、又は五十圓以下の罰金か、若くは科料に處すと規定したのである



第二百六十四條 第二百五十九條 第二百六十一條及ヒ前條ノ罪ハ告

訴ヲ待テ之ヲ論ス

圖 本條は如何、圖 第二百五十九條の、權利義務に關する他人の文書を毀り棄てたの  
と、第二百六十一條の公務所の用に供する文書や、建造物や、艦船の外の物を、損壞し  
たり、傷害したのと、第二百六十三條の他人の信書を隠匿したのは、被害者の告訴を待  
て罪を論ずること、告訴しなければ罪にはならぬ即ち申告罪である。

正改 刑法問答講義 終

收新刑法問答講義

明治四十年五月十日印刷  
明治四十年五月十四日發行

編輯者 法律研究會

大阪市南區堀町通三丁目五十三番邸

發行者 炭谷傳次郎

大阪市南區堀町通三丁目四十一番邸

印刷者 吉村源次郎

大阪市心齋橋北詰八十六番邸

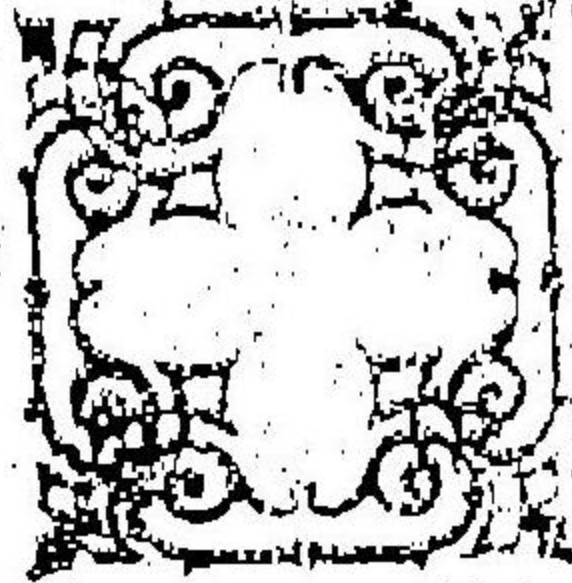
發行所 駸々堂書店

電話東千〇七十一番  
振替貯金四九〇八番





252  
878





036064-000-7

特14-202

新刑法問答講義

法律研究会／編

M40

BBP-0692

